

千葉市地域活動支援センター I 型事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 9 号及び地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する地域活動支援センター I 型事業（以下「センター事業」という。）を本市が実施するにあたり、必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 センター事業の実施主体は、千葉市とする。ただし、事業の全部若しくは一部を、法人格を有する者（以下「法人等」という。）に委託できるものとする。

(事業内容)

第 3 条 センター事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基礎的事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

(2) 機能強化事業

精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

(実施要件)

第 4 条 この事業の実施にあたっては、本市が定める千葉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉市条例第 72 号）を遵守しなければならない。

(利用対象者)

第 5 条 センター事業の対象者は、原則として本市に住所を有する 15 歳以上の障害者及び障害児であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 千葉市療育手帳制度実施要綱（平成 4 年 4 月 1 日施行）第 4 条の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者

(3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の規定による児童相

- 談所又は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定による知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第5条の規定による精神障害者
- 2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めた者

(職員配置)

第6条 センター事業の実施にあたって、配置すべき職員の数は、精神保健福祉士等の専門職員を1人以上、かつ、基礎的事業に従事する職員を2人以上（うち1人は専任とする。）配置し、うち2人以上は常勤とする。

(利用者数)

第7条 センター事業の1日あたりの実利用人数は、概ね20人以上とする。

(利用料等)

第8条 センター事業の利用に要する費用の負担は無料とする。

(帳簿等の作成)

第9条 市長は、第2条により事業を委託した場合において、事業を受託した法人等に対し必要な帳簿又は記録の作成を指示し、必要に応じてその提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。